

平成29年12月11日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第11日目）

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第68号 | 上天草市前島観光拠点施設条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第69号 | 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第70号 | 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第8号） |
| 日程第 4 | 議案第71号 | 平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 議案第72号 | 平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 6 | 議案第73号 | 平成29年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 7 | 議案第74号 | 平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 8 | 議案第75号 | 平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第76号 | 和解及び損害賠償額の決定について |
| 日程第10 | 諮問第 4号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第11 | 諮問第 5号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第12 | 諮問第 6号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第13 | 諮問第 7号 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 請願・陳情等 | の取り扱いについて |

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 園田 一博		
1 番 木下 文宣	2 番 何川 誠	3 番 嶋元 秀司
5 番 宮下 昌子	6 番 西本 輝幸	7 番 高橋 健
8 番 小西 涼司	9 番 新宅 靖司	10 番 田中 万里
11 番 北垣 潮	12 番 島田 光久	13 番 津留 和子
14 番 桑原 千知	15 番 田中 辰夫	

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	堀江 隆臣	副	市	長	小嶋 一誠														
教	育	長	高倉 利孝	総	務	企	画	部	長	和田 好正										
市	民	生	活	部	長	舛	本	伸	弘	建	設	部	長	藤島 幸治						
経	済	振	興	部	長	村	川	和	敬	教	育	部	長	中 文近						
健	康	福	祉	部	長	辻	本	智	親	上	天	草	総	合	病	院	事	務	長	尾崎 忠男
総	務	課	長	山	下	正	財	政	課	長	濱	崎	裕	慈						
会	計	管	理	者	堀	川	雅	輔	水	道	局	長	小	西	裕	彰				

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	宇	藤	竜	一	局	長	補	佐	松	尾	伸	之
主	事	木	本	臣	英												

開議 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

本日の会議に入る前に謹んで御報告申し上げます。上天草市議会議員で総務常任委員長を務めていただいております切通英博君が去る12月4日御逝去されました。上天草市誕生以来、市政に貢献され、御活躍いただいた切通英博君に改めて感謝を申し上げますとともに御遺族の皆様にご挨拶申し上げます。

この際、切通英博君のこれまでの功績をたたえ、そして心より御冥福をお祈り申し上げ、黙禱をさせていただきます。

黙禱。

[黙禱]

○議長（園田 一博君） 黙禱終わります。御着席ください。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。

質疑の仕方については、議会運営の申し合わせのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意願います。

日程第1 議案第68号 上天草市前島観光拠点施設条例の制定について

○議長（園田 一博君） 日程第1、議案第68号、上天草市前島観光拠点施設条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので順次発言を許します。

1番、木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） おはようございます。

本条例について2点ほどお伺いをいたしたいと思います。まず1点目に、第12条に使用料の減免の規定がありますがけれども、この中に特別の事情というのがございます。この特別の事情というのはどんなことを想定されているのかをお伺いいたしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしく願いいたします。

今、木下議員から御質問がありました、特別の事情についてですが、本施設につきましては減免について、今のところ考えているところを御説明させていただきます。災害時における一時避難場所としての使用をされる場合、あるいは福祉活動で使用される場合、障害者が使用される場合などを基本的に減免する方向で考えているところでございます。今後、指定管理者に管理委任する観光集客施設であることなどを踏まえまして詳細につきましては、今後検討し、定めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 今後、規則等に委ねられると思いますけれども、そのことについてはっきりとうたっていただきたいと思います。

次に2点目の第14条の3号でございますけれども、これに拠点施設の維持管理及び修理に関する業務とありますが、このリスクが発生した場合の分担についてはどのように考えておられるのかをお伺いいたしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今回の施設管理等に係るリスク分担につきましては、指定管理候補者を公募する際、募集要項や仕様書、協定書に記載する必要があることから、負担区分をどのように取り扱うなど、現在、最終の詰めを行っているところでございます。基本的には、市の公の施設でもあることから施設・設備の経年劣化等による規模の大きい改修等など、指定管理者の守備範囲とすることが難しい部分などについて、市の負担を限定するというように考えているところでございます。

また、最も問題になりやすい日常的な維持管理の中で発生する修繕費用などのリスク分担については、指定管理者が行うメンテナンスの内容を細かく定めた上で、市としてのチェック体制も強化することなど対策も含めまして、これから詳細に詰めを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 木下文宣君。

○1番（木下 文宣君） 公設民営の場合、このリスク分担というのは非常に大きな問題と今も

なっておりますので、トラブルがないようお願いをいたしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） できるだけきめ細かく定めをしまして、指定管理者のほうとうちのほうで、トラブル等がないように対応したいというふうに考えておりますのでまた、御報告させていただきます。

○議長（園田 一博君） 次に10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） おはようございます。

議案第68号、上天草市前島観光拠点施設条例の制定についてお尋ねいたします。まず、1番目に第4条第2号に農林水産物、飲食物その他と記載があるが、具体的にどのような内容を想定しているのか。指定管理者が決まっていないのでこれからと思いますが、市の考えがあるかと思っております。2番目に第4条第3号にアウトドアスポーツと記載があるが具体的にどのような内容を想定しているのかという点もお尋ねいたします。この説明資料の中では、シーカヤックがたくさん浮いておりますが、一般質問等で私いろいろな質問をいたしましたので、その辺の内容をお願いいたします。別表第1にシャワー使用料1回当たり100円とありますが、温水を使用するのか、その場合の採算性は検討されているのかと同時に1回とありますので、これがコインシャワーなのか、あるいはもう窓口で1回100円払って言うなれば時間無制限なのかという点もお願いいたします。4番目に、施設完成後の入込客数はどれくらいを想定しているのか。5番目に、第14条における指定管理者の業務内容の駐車場の管理等も含まれていると思いますが、この入込数、ある程度入込数を今でも想定されていると思いますが、その部分でこの青写真を見る限りでは25台ぐらいしか停められないような、これ予定なのでそのぐらいしか写真ではなっていないんじゃないかと思っておりますけど、言うなれば100人来れば約50台から30台の駐車場が必要だと思います。今の段階でも連休や祭日、日曜日など、あそこの駐車場満杯になってるところもございまして、その辺の駐車場の確保は大丈夫なのかと。6番目の15条における減免措置について市民に対する減免措置はどのようなになっているかと今、木下議員の質問にお答えされましたが、災害の一時避難や福祉、障害者等を想定しているということでございまして、例えば地元小学校の学習の機会を与える場合とか、そういう場合は想定していないのかをお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） よろしくお願ひいたします。1番から5番まで、全部流れて――。

○10番（田中 万里君） お願いします。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、第1番目の第4条第2号に農林水産物、飲食物その他と記載されてあるが、具体的にどのような内容を想定しているかというところでございます。具体的に細かなところについては今後、指定管理者の選定等で決定をしていくこととなりますが、現在の考えについてお答えさせていただきます。まず、地域産品等を販売するエリアにお

きましては、地元で生産された新鮮な野菜や一次産品等を加工した商品、工芸品、陶磁器等の販売、また、テナントにおきましては、地元の食材等を使用したテイクアウト可能な軽食等を提供し、観光客に地元産品や地元の食材を楽しんでいただけるような施設の運営を現在、想定しているところでございます。

なお、テナントにつきましては6店舗が入居可能で1店舗当たりの面積は約25平方メートル。どのような地元産品等販売し、テナント構成にするのかを含めまして、まずは指定管理者のプロポーザルを踏まえて市としての方針を固めていきたいというふうに考えております。

続きまして、アウトドアスポーツとの記載とあるが、具体的にどのような内容を想定しているのかというところでございますが、これにつきましては市としては市の自然景観や海を生かしたアウトドアスポーツの拠点化を図りたいと考えております。今後、さまざまな業態によるビジネスの創業などを図っていく考えであり、そのため訪れられた観光客に上天草市の魅力と活動場所等を紹介するとともに、サイクリングやシーカヤック、ボルダリング等の体験も行っていただくこととしておりますが、今後、指定管理者のプロポーザルを行う予定であり、それを踏まえまして協議を行い、決定をしていきたいと考えております。

続きまして、シャワーコインの部分ですけれども、シャワーについては温度調節可能で温水も使える設備を整備することとしております。使用料金については、本市の龍ヶ岳山頂自然公園のシャワー使用料金と同額としております。他の自治体等においても、おおむね100円程度となっているというふうに受けとめております。このコイン式か窓口かということについては、今後詰めを行う形になりますけれども、いずれも考えていきたいと考えております。ただ、窓口にしても時間的な制限等は必要かというふうに考えております。シャワー利用者につきましては、この100円の採算性の部分ですけれども、シャワー利用者につきましては、基本的にはアウトドアスポーツ等の体験をされた方々など利用料金を支払った方を想定してございまして、シャワー自体の採算性だけでなく、トータルの料金の中で現在検討しているところでございます。

続きまして、入込客の想定ですけれども、この事業を国に申請した平成26年度の段階におきましては、平成25年度の本市への観光入り込み客数137万人を150万7,000人に増加させ、この施設単体としては年間34万人の来場者数を見込んでいたところでございます。1日当たりに直しますと、約930人という形になるところでございます。

それと、駐車場の部分ですけれども芝生広場の南東側の大駐車場並びに、これから整備する西側の駐車場につきましては、条例の適用範囲としているもの前島の複数の施設等が利用することを考慮し、その管理につきましては市が行うこととしております。ただ、市管理の駐車場の日常的な美化対策や混雑時の車両誘導などの安全対策は、駐車場を使用する施設関係者で今後協議の上、対策を講じていきたいと考えております。現在、駐車場につきましては153台、大型バス8台分を確保しているところでございますが、議員御指摘にあったように土日など繁忙期には、渋滞も発生していることを踏まえまして、できるだけ多くの駐車スペースを確保するよう検討しているところでございます。また、前島のほかの市有地の有効活用などもあわせて図っていき

いと考えております。現計画で整備をしますと、完成後は250台を超える駐車スペースが可能というふうに考えております。施設横の駐車場だけではなくて、全体で駐車場は考えていきたいというふうに考えております。

それと減免の部分で、利用料の減免ですけれども、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て定めた基準により減免できることとしておりまして、運用に当たっては、協議の上決定していきたいというふうに考えております。市としましては先ほど申し上げたように、災害時における一時避難場所として使用される場合、福祉活動で使用される場合、障害者が使用される場合などを基本的考えております。学校の授業等でここを訪問されることについては基本的にはその使用料・利用料の対象、訪問されるだけでは、使用料・利用料は発生はしませんのでそこは対象外かなというふうに考えております。ただ、ここに規定されてある施設を利用される場合は、先ほど申し上げましたように今後、指定管理者の方と詳細な打ち合わせをして定めていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） ただいまの説明を受けて、ちょっと繰り返しもう一度お尋ねしたいんですけど、第4条の第2号です。これからテイクアウトや地元食材を使ったテナントに入っていただきたいということでございますが、まずこれは、指定管理者が指定されて、その後その指定管理者が入れるという解釈をしいいんですか。それとも、別にこの部分が地元へ公募を出すのか。その場合、この写真の中では約6店舗が入られるような感じになっておりますけど、ここの使用料ですね。言うなれば、世に言う家賃等はどうなるのかと、第4条の第3号にアウトスポーツとございますけど、例えば今、説明によりますとサイクリングやトレッキング等とありますけど、言うなれば、あの中でサイクリングができるわけじゃないので、そこで案内をするのか、またトレッキング等もそこに例えば、インストラクターがいて、そこに来た人たちを例えば千巖山や白嶽とか向こうのほうに引率をするのかという点ですね。それと同時に、今現在でもペーロン船が置かれておりますが、ペーロン船は、これちょっとほかの部分ともかぶりますけど、この場合のシャワー料ですね。ペーロンを使う人たちのシャワー料、こういうのは使用料100円としてとるのかと同時にペーロン船の上げおろしですね。それと管理、そういうのはどこがするのかという部分についてお尋ねしたいと思います。

それと同時に1日約930人、予想をしているということでございますけど、今度新しくできる施設全体で停められるのが250台でしょう。932人みんな1人に1台ずつ車が来るわけではないですけど、単純に考えてもうピークのときは必ず絶対これ足りないと思うんですよ。旅行に行った際に駐車場が満杯で回されたりすれば、そのお客さんもよそに行ったりする恐れもあります。その辺は今回この施設ができる前にある程度協議はしたのか。先ほど説明では近隣の市有地を使ってとういうようなことでございましたが、これ、オープンの際に250台しか停められない。絶対混雑が予想されるんですけど、その部分についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） ちょっと何点かありましたので、整理させていただいて説明をさせていただきます。

まず、テナントの募集の部分ですけれども、使用料を含めまして指定管理者がそのテナントに入るところは、募集をされると考えております。使用料についても指定管理者の方に委ねたいというふうに考えております。その中でこのテナントを入れられる一部については、今後の話ですけれども指定管理者が直でされる場合もあるのかなというふうには考えているところですが、詳細な運営、使用料金については、指定管理者のほうで今後決定をされていくということでございます。

それから、サイクリング、トレッキング等、当然この施設で上天草市のトレッキングができる場所、サイクリングができる場所等も案内をしていきますので、この施設周辺でサイクリングをされる場合もあると思いますし、ここでレンタルサイクルを借りて、あるいは違う場所でレンタルサイクルを借りて、上天草市の龍ヶ岳方面であったりとか、例えば大矢野方面のサイクリング等の案内をされることも想定しております。トレッキングについても、この指定管理者がそういった事業企画を立てられることもあると思いますし、まずはこの施設では上天草市がそういったサイクリングやシーカヤック、トレッキング等が気軽に楽しめる場所というのを知っていただきたい。そして、それから広がりをもって市内全域に観光客の皆さんが広がっていければというふうに考えているところでございます。

それとペーロン船等ですけれども、そこについては現在、主な利用は青年の家を利用された学生等が利用されているわけですが、今後、この指定管理者が管理をしていくのか、あるいは、今までのように青年の家等がされていくのか、これまでの様に観光協会にお願いをしていくのか、そこら辺については今後、決めていきたいというふうに考えております。その上げおろしの料金についても今後という形になります。

それと駐車場ですけれども、250台余り、確かにピーク時には足りない、そのように考えておりますけれども、マックスで駐車場を整備するというのは今回の上天草市のこの施設に限らず、どこでもなかなか厳しいところがありますので、その周辺をどのような形で駐車場として案内をできていくのか考えていきたいというふうに思っております。ただ、駐車場についてはかなり不足というか、ピーク時で行くならば不足をするのかなというふうに考えておりますので、こういった効率的な駐車場の確保ができるのか詳細に今後検討していきたいというふうに思います。

それと、計画当初、駐車場の検討はされているのかということでございますけれども、計画当初、駐車場の検討はされているというふうに認識をしております。ただ、その駐車場の検討の段階でマックス時で駐車場を整備するという形にはなっていなかったかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今の説明である程度わかりましたけど、駐車場においてはあの施設

ができて、例えば入りきれない車等があので入り口の交差点のところで右往左往しているような状況になれば、事故等にもつながります。また事故になった際は1本しか道がないということで大渋滞が起こります。その点はちょっと今後、マックスのときのそういう場合を想定してちょっと近隣の民間の駐車場の土地を使うとか、考えるべきではないかと思ひます。

それと、最後になります。あそこは災害の倉庫もつくる予定だったと思うんですよ。例えば今、熊本地震後にそういう施設がある周りで子供たちに災害のときの例えば、テントを張って訓練とか、そういうのとかさまざまな取り組みをされていると思うんですけど、そういうのは指定管理者がするの、それとも例えば市のほうで子供たちにそういう災害教育として行えるの、その場合、このにぎわい広場とか前の芝生広場等を活用する場合の料金、私がさっき小学生の料金等とは言ったのはちょっとその部分が言葉足らずで申しわけなかったんですけど、入っておりました。これ一般質問でも申し上げましたけど、あの栈橋を活用して当初の前島ヤマハのそこを買い取るときに、例えばその栈橋を使って、姫戸、龍ヶ岳、あるいは大矢野の江樋戸とか湯島とかそちらに例えば海上タクシー等でお客さんを運んだりというような計画があったんじゃないかと思ひます。一般質問で私も言いましたけど、そういうことは活用ができないのかを最後にお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（小嶋 一誠君） まず、駐車場の件につきましては、今現在、整備をしようとしております観光交流施設の中にも、相当頑張って1台でも多く確保しようということで今考えていろいろ検討しております。それと今、前島の1号線の仮設が通っておりますけれども、あそこも一応将来的には駐車場にしようということで、そこにも可能な限り確保しよう。あと周辺も御案内のとおり国道266号線沿いとそれから5号橋の手前の右下のほうにも若干、駐車スペースがございますのでそういったところは全部一応活用したところで、できるだけ多く、250以上の駐車台数を確保していこうと、そのように考えておりますので、ちょっと現在進行形でそこ一生懸命考えていきたいとそのように思っております。

それと今、御指摘ありました防災倉庫につきましても、さきの議会でも御質問いただきましたけれども、基本的に国のほうに交付金の補助申請をしますときに、そういう言葉を使っておりましたけれども、要はこの交流施設の中のスペースの中にそういった機能を持たせて、具体的にはそこにいろいろな例えばシーカヤックでありますとか、あるいは防災のためのゴムボートでありますとか、先ほど議員おっしゃっておられたようにキャンプのテントであるとか、そういったものをそこに収納しようということで一応考えておりましたので、それは一応スペースということでお考えいただければとそういうに思っております。そこに入れます中で、今もお話がありましたけれども、子供たち、最近キャンプ、テントも張れないと子供たちもたくさんおります。それで今回の地震に際しましても、あちこちテントのほうが車の中に泊まるよりもよかったと。そういうお話もありましたし、南阿蘇のあそ望の郷あたりではモンベルがテント村をつくったと、そういう話もお聞きしましたので、そういうアウトドアでのもし仮にそういう事例が起こったと

きにテントの張り方とか、過ごし方とか、そういったものも勉強できるような機会があそこで体験できたらいいんじゃないかということで、山の広場、海の広場あたりに芝生広場がございますので、そういったものもそこに置いていこうかなと。それに関連して今の御質問がありましたけれども、例えば学校の行事として、そういうものをお使いになるということであれば先ほど総務部長も言っておりましたけれども、減免等の細かいところは今からでございますが、基本的にはも前向きにもう当然考えていかないといけないだろうと。ただ市外から観光でこられたお客さんが子供たちが、それをやりたいという場合には、そこは有料に多分なるのかなというふうに思っております。そのあたりの細かいところは今から指定管理者と役割分担も含めて協議をしてみたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 質問の何点かについては今、副市長のほうからお答えいただきましたので、最後にあった海上タクシー等の栈橋の利用の方についてお答えさせていただきます。今回の条例の中に係留施設ということで、船の長さ等を書いております。ですから現在の栈橋の構造上、使用できる大きさのある程度の規制は必要かなというふうには考えておりますけれども、議員御指摘の海上タクシーであったり、あるいは釣船等も含めてここで発着できる、利用できるものがないか、今は考えているところでございますので、基本的には利用できる方向で考えているところでございます。

○議長（園田 一博君） 次に12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 上天草市前島観光拠点施設条例の制定について、何点かお尋ねしたいと思います。この条例上天草市前島観光拠点施設条例の設置の1条に「本市の観光の拠点性を高め、市民と観光客との交流を促進するとともに地域産業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、上天草市前島観光拠点施設を設置する。」と1条で設けてありますけど、現在、拠点設置完成前に今回条例の制定になっていますけど、目的についてお尋ねしたいと思います。

それと2点目が拠点施設は指定管理者に当初から委託されるのか、これ条例を見てみると18条まであるんですけど、準備行為として13条1項に規定する指定管理者の指定に関する手続、その他この条例を施行するために必要な準備行為はこの条例の施行の前においても行うことができるということであってあります。だから、指定管理者は当初から委託される計画であるのか。それと拠点施設の収益、事業経費はどのように算定されるのか。それとこの指定管理に指定される場合に、説明資料によると大枠で赤枠で囲ってあるんですけど、全体の駐車場管理もこの指定管理者に委託されるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 条例の制定の目的についてということでございました。まず、市等が設置する公の施設の管理、運営方法につきましては、設置した自治体による直営のほか

に公共団体や公共的団体への管理委託制度、さらには民間事業者やNPO法人、その他の団体等の能力を広く活用し、公の施設の目的を効果的に発揮しようとする指定管理者制度があるところでございます。今回、公の施設として整備をします前島観光拠点施設につきましては、その設置の目的や事業内容等から指定管理者制度による管理運営を行うことが、その効果を最も発揮し、運営の効率化も図られると考えているところでございます。この指定管理者制度による施設の管理者選定などの手続を進めるためには、施設の設置条例の中に根拠規定を定める必要があるところでございます。施設の整備と並行して指定管理者選定並びに指定管理者による開業に向けた準備等を進める必要があり、今議会において、今回の条例の議案審議をお願いしているところでございます。ですから指定管理に移行する形でいくためには条例制定がまず先になるということでございます。当初から指定管理者に委託されるのかということですが、本市観光の将来を担う拠点施設でございますので、施設運営にノウハウを持った民間による運営が望ましいと考えておりますので、当初から指定管理者による管理運営を行うことと考えております。

それと、観光交流拠点施設の収益、事業を経費はどのように算定されるのかということですが、今回の観光交流活性化施設における指定管理者の収益としては、地域産品等を販売するエリアやテナントでの販売収入や自主事業等による収入などを見込んでいるところでございます。また、施設の維持管理等に係る経費としましては、人件費、水道光熱費、設備等の保守管理費を見込んでいるところでございます。現時点では指定管理者を公募する際に、施設等の内容を踏まえて収支計画についても提案していただくこととしておりますので、その公募の中で収支については検討を加えたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○総務企画部長（和田 好正君） 申し訳ございません。1点、駐車場も含むのかということでありましたけども、指定管理に含むのは、先ほど田中万里議員の質問の中でお答えしましたけども、今、観光拠点施設の配置図ということで、道路を隔てて駐車場と真ん中に交流広場、そしてまた最後に駐車場がありますけども、この部分については指定管理者の対象とせず、市のほうで行っていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 私が思うのは施設の経費ですね。先ほど部長が述べられた、幾年間トータルで経費がいるか。その収益を指定管理者が上げられることができたなら、どのころ採算性やプラスマイナスになると思うんですけど、この条例を見た場合にボルダリングという施設あるんですけど、これ中の使用料は条例あたりに入ってないんですけど、こういうのは無償でされるのか。それと、条例の6ページの別表がありますけど、係留、船です。8メートル以下の船一隻につき、1回3,000円と書いてあるんですけど、この1回3,000円という根拠ですね。たとえ1日泊めてても1回になるし、3日泊めていても1回になるんですよ。この3,000円の根

拠をですね。それで、もろもろあるんですけど、そのあと先ほど物品販売ですね、市内の物産とか販売とかそういう材料を使った飲食店あたりもこれから、公募されて入ってこられると思うんですけど、市外の産品、例えば土産物とか含めて、その施設内で販売できるのか、できないのか。当然、あの周辺に同業の観光施設幾つもありますから、それに相当影響を与えることもあると思いますので、その辺をどのように考えていらっしゃるかと。

それでこの物品販売等のスペースに1日につき1平方メートル5円という項目があるんですけど、1平方メートルということは、1メーター角と思うんですね。これで積算すると相当、場所代というか、あるいは安いしそういう算定で本当に事業収益が上がってくるのか、先ほど田中議員を聞いていましたけど、テナント料ですね。テナント料を平米で割ったら相当安い単価に私はなってくると思うんですよ。この根拠までぜひこの5円という根拠、どういう形で設定されているか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 何点かまとめたの御質問でしたので、ちょっと漏れるところもあるかもしれませんが、1点ずつ。まず、今回の施設の指定管理ですけども、今回、指定管理については三つのタイプが基本的にあるのかというふうに考えております。まずは、指定管理料で運営をしてもらおう。そして、2点目は指定管理料プラス施設で得られる料金収入で管理運営をしてもらおう。そして3点目が料金収入のみで管理運営をしてもらおう施設があるかというふうに考えておりますが、今回の施設につきましては、先ほど申し上げた範囲を指定管理者の利用料金のみで、管理運営をしてもらおうという形で今考えておりますので、指定管理料という支払いは発生しない形で、実施ができればというふうに考えているところでございます。

それと、ボルダリングの体験等、使用料にうたっていないということでございますけども、この使用料については基本的な部分を定めているところでございますので、その指定管理者がボルダリングの例えば、事業等をされる場合、利用料金というのをとられます。ですから、その利用料金等の徴収については、設置者である市のほうと協議をして定めることができるという形になりますので、その利用料金については、今後、この施設を利用して、どういった事業をされるのか、そこは市と協議して利用を広げていただくというふうに考えております。それと船、係船施設の利用料金だったかと思っておりますけども、係船施設の利用料金については熊本県内の近隣のマリナ等を参考に定めているところでございます。その1回が1時間か1日かということについては、そこについては今後、詳しくちょっと検討させていただきたいというふうに思っておりますけども、1日休憩の場所として長時間係留をされるというのは想定をしておりません。一次的な上船であったり係留施設を利用して、当該施設で買い物をされるかそういった一時的な利用のみを想定をしておりますので、1日の停留を1回というふうな考えは持っていないところでございます。

物品の販売ですけども市外の土産物等も当然、施設内では必要はございますけども、恐らく隣接する施設と競合の部分については、できるだけ避けたいというふうには考えておりますが、

必要最低限の土産物等は当然置いていきたいというふうに思っております。市外からの搬入も可能というふうに考えております。

以上でよかったですかね。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） これだけの公共の施設をつくって、民間に指定管理をお願いするわけなんですけど、今の部長の説明によると指定管理が発生しないような公募の仕方をして行くという考えだと理解したんですけど、修繕とかリスク分担あたりは今後、検討されるにしても仮に当初、設定するに当たり本当に経費の算定が私は相当難しいと思うんです。人数何人で運営するのか、要するに年間無給でした場合も経費も相当発生するし、ある程度やはり初期1年ぐらいは行政が運営して、ある程度算定してから指定管理をする方法もやはり私は考えていいんじゃないかと思うんです。そうじゃないとこういう新しい施設は経費を恐らく見積もることは厳しいと思うんです。それと、仮に指定管理を組まれて何年間かわからないんだけど赤字が出たときは市が補填するという形になるんですか。指定管理者が仮に赤字が発生したときのリスクというのはどのように考えていらっしゃいますか。

以上で終わります。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 赤字が出た場合、市が補填するのかという部分ですけども、指定管理者を公募する段階でそこは明記をしておりますので、指定管理者が結果として赤字が出たからといって市が補填することは考えておりません。

それと、当初からこの指定管理者に出さずに1年ぐらいは市でということですけど、当該施設のここの設置の目的等からして、やはり民間事業者等の能力、ノウハウを活用するほうがベストだというふうに考えておりますので、当初から指定管理者で運営を行っていきたいというふうに考えております。当初から、スムーズな管理運営ができるように指定管理者の選定手続等を前もってやっていくということで、今回の条例制定のところでございますので指定管理者も十分な検討期間は、今回、条例を制定することで公募等の手続も十分な期間が設けて、指定管理候補者となった事業者についても、開設に向けた十分な対応ができるものというふうに考えております。

それと、先ほどの平米の単価ですけども、これにつきましては行政財産等貸し付けたりするときの平米当たりの利用料、単価を出すところがありますので、そこを参考に利用料の平米当たりの単価は出しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は総務常任委員会に付託します。

日程第2 議案第69号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（園田 一博君） 日程第2、議案第69号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） 議案第69号についてお尋ねいたします。まず、今回芝生にするということで条例の制定になりますけど、まず、1番目に使用料の金額について類似する施設との整合性はとれているか。例えば同じような人工芝を設置している施設が大津町とか熊本市あるいは九州にもたくさんございます。そういうところとの今回、うちのアロマの施設の使用料はどのくらい同じぐらいなのかという点をお尋ねします。2番目に人工芝の管理は指定管理者の業務内容に追加するのか、今は多分グラウンドということになっておりますけども、それも含めて人工芝になってもグラウンドという観点から、その部分も追加をするんじゃないか。そのまま管理をしていただくのか。それと3番目のその場合の値上がり分ですね。今度指定管理者で、今回議決されますと、指定管理者の芝生の部分の収入が上がりますけど、その部分は指定管理者の収入となるのか。4番目の値上げ分の金額でこの管理運営は可能なのか。5番目に市民に対する減免措置はどうなっているのかというお尋ねをしておりますけど、今でもこの部活等では、たしか減免になっているかと思うんですよ。ただ今後、31年度から部活動も社会体育に移行します。その場合の例えばクラブチームになったり、例えば地域でそのようなサッカーチーム等ができた場合の子供たちに対する社会体育移行後の減免措置ですね。その部分についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） お答えさせていただきます。まず1番の使用料金の金額について類似施設との整合性がとれているのかということですが、まず県内で人工芝などのグラウンドを有する類似施設が4カ所ございます。その使用料につきましては、益城町総合グラウンド、嘉島町総合グラウンド、この二つが1面1時間当たり、市内利用2,000円、市外利用が4,000円です。それから宇城市ふれあいスポーツセンター、これは1面1時間当たり、市内料金2,000円、市外料金が3,000円。それから大津町総合運動公園これが1面1時間当たり、市内料金1,000円、市外料金が5,000円となっております。人工芝の質の違いや日本サッカー協会の公認の有無、また各自治体内のサッカー人口の多寡など、さまざまな比較要因はあると思っておりますけれども、おおむね整合性は図られていると考えております。

次に二つ目の指定管理者の業務の内容に追加するのかということですが、天然芝と比較すると、人工芝のメンテナンスは天候に左右されず、また作業もルーティン化されており、管理は比較的安易とされております。具体的には専門業者による年2回のポリマーチップ材の補充と均一ならし作業及び通常管理として、週2回の専用車によるごみ取り及び振動ブラシ作業

がありますが、これを指定管理者業務に追加する予定としております。

3番目に値上がり分の収入は指定管理者の収入となるかということでございますが、松島総合運動公園の指定管理に当たっては指定管理料と利用料金制度、これを導入しておりますので利用料金につきましては、基本的に指定管理者の収入とする予定でございます。

また、サッカー場の収入につきましては平成28年度実績ベースで試算しますと、現在は今30万円程度でございますが、改定後は約157万円ぐらいを見込んでいるところでございます。続きまして、値上げ分の金額で管理運営が可能なのかというところですが、指定管理者による、その部分の管理費が約230万円程度を想定しております。収入については先ほど申しましたとおり、28年度実績ベースで試算しますと約150万円程度になります。現状の予想では、収支がマイナスになりますけれども、今回の整備によりまして、利用者の増加が見込まれることから管理運営は可能であると考えているところです。ちなみに市内利用についてですが、平成28年度の全面使用が1年間に920時間ございます。そのうち約3割程度が市外の方が利用している状況でございます。続きまして減免措置はどのように行う予定かということでございますが、市のスポーツ施設の利用に係る減免措置は、主なものとして市の主催事業、学校の授業、学校主催のイベントや学校部活動などに対しましては、全額免除になっております。また、総合型地域スポーツクラブで児童生徒を対象にした活動につきましては、2分の1減免をしているところです。議員が御発言されてましたように、小学校の運動部活動が平成31年度には、社会体育に完全に移行することを踏まえまして、クラブチームとか、そういった市内の子供たちの利用については、今後、減免対象の拡充を検討することとしております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） まず1点目の使用料金については、他の施設と変わらないぐらいまた、大津等とは比べれば安いようになっておりますけど、私、料金等を見て大津とか他の施設を借りたことあるんですけど、うちの市が非常に安いなとちょっと感じて、これで実際芝生にして管理運営が大丈夫なのかとその部分を危惧しました。同じサッカーをされる地元のクラブチームの方や熊本市内のクラブチームの方もお話ししたんですけど、安いんじゃないかと。ちょっと心配するのが安い分はいいかと思うんですよ。ただ、その維持管理が指定管理者に任せます。それで果たしてこの金額でできるのかと。先ほど大津の例を言われたように、大津のほうはサッカーに力を入れております。地元の人たちは1,000円ということで市外が5,000円ということで、この4,000円の差がございますけど上天草市も今後、サッカーの合宿誘致とか、スポーツ合宿の誘致に力を入れておりますので、あんまり市外も高くすれば、その部分がネックになるんじゃないかと思ったんですけど、それでもグラウンドがあれだけ整備されて、この上天草市のスポーツ合宿等に適しているという土地を生かせば、ある程度市外の部分は高くしても来るんじゃないかと思うんですけど、それよりも市内の人たちを安くして、大津の方式等は検討されなかったのか。例えば市内をもう少し安くして、市外をもう少し高くするとかで

すね。

その部分についてちょっとお尋ねしますと同時に、31年度から社会体育に移行しますけど、例えば社会体育へ移行になってクラブチームの免除をするのであれば、できればその免除したその反映分は受益者負担ですね。子供たちが言うなれば、クラブチームに入ります。月謝を払います。今御存じのように、その移行に伴って、保護者の不安というのがクラブチームに入ったら、今部活で月に500円、1,000円だけど2,000円、3,000円払わなくちゃならなくなったときに、なかなか子供2人いれば、2人入れたり3人出たりするのが厳しいというので、もし減免にした場合は、その辺にも反映されるような仕組みをつくってほしいんです。今の説明でわかりますか。要するに使用料をクラブチームに減免するんでしょう。ですね、減免した場合には要するにクラブチームそれだけ収益が上がるようになるんですから、その分、子供たちがそのクラブチームに入れました。そしたら月の月謝とかありますね。その部分を言うなれば、そのクラブチームを見てほしいなと安く、クラブチームの方針があるけど、要するにそこにつながるんじゃないですか。減免にするということはですね。その部分も考えていただきたいなという気持ちがあります。今の保護者の社会体育に移行する場合の不安というのはその部分が非常に高いので、その点についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） まず、大津町とかその市内の料金については検討されなかったのかということですね。当市の場合は、半面というのを設定しております。ほかのところはありません。ジュニアは大体半面の使用です。当市では一般の利用というのが1面、それから半面はその半額ということでまた設定しておりますので、そこら辺は十分に配慮をしているところですので、その1面2,000円ということで設定させていただいたところです。それから、市外も同様です。半面の設定も同様ですので、それから市外につきましては、やはり余り高くするとなかなか合宿とか大会の誘致あたりもほかに比較すると不利になりますので、そこら辺は配慮したほうがよいということで今の設定にしております。先ほど申しましたとおり、大体3割が市外の方の利用なんですけども、そのほとんどが大会なんです。大会とか合宿です。それにそのときはほとんどが宿泊されます。そうすると自ずと条例で定めておりますが、市内の宿泊施設に宿泊されて大会、合宿等を行う場合は半額になるということで条例にうたわれておりますので、そこら辺もちょっとうちのほうとしては、誘致としては魅力の一つなのかなというふうに考えております。

それから、クラブチームに関してですが、なかなか直接クラブチームに私たちが働きかけるというのはが難しい面がありますけれども、そこら辺は配慮していただきたいということで、クラブチームにもお伝えしていくようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 使用料については、そういう合宿をされる人が地元で宿泊したりされて、その部分で地元で経済効果があるのでこの安い金額で設定をしているということでござ

いますので、納得しましたが、とにかく維持管理が市からの増額予算等をしなくていいような運営をしていただきたいと思います。社会体育へ移行後のことについては、もうクラブチームに言えないのはわかりますけど、保護者がそういうやはり運動ができない状況になるのか、クラブの毎月の月謝等で、そういう不安があるというのを知っていただきたいと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） 次に5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それでは私も質問通告を何点かしておりましたが、今の質問で理解できたところもありますので、まず使用料の根拠はということで通告しておりましたけれども、先ほど部長の答弁にありましたように、ほかの類似施設との関係ということでありました。それと、今回、使用料が今までの5倍ということになるんですが、今まで利用されていた人たちにとっては大きな負担になるというふうに思うんですけども、今まで利用されていた方たちにとってこういうふうになるということで利用者の声は聞かれたのかどうか。

それと今、使用している人たちがこの金額で納得されるのかどうかというのはおかしいかもしれないんですが、どう思っておられるのかというのは確認されたのでしょうか。お尋ねします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） まず、利用者の声ということですが、この料金につきましては、この整備することによって値上がりしますということをお伝えしております。ただその幾らにしますとか具体的な金額は申しておりませんでした。ですので、そういったその要望とか利用料金に対する意見というのは特段聞いておりません。それから今回、整備するサッカー場は現時点で最上級の質の人工芝を採用しまして、JFA公認に受ける予定としております。施設の質が格段に向上しまして、市民に快適なスポーツ環境を提供できると。また、ほかの自治体の類似施設の料金とほぼ同一の使用料金を設定しておりますので、適切な料金設定であると考えているところでございます。さらに施設料の負担軽減としましては、先ほど申しましたような減免措置を行っております。今後も小学校の運動部活動が社会体育に完全移行することですので、その子供たちの利用につきましては、減免対象の拡充を検討していることとしております。

それから現行の使用料金と比較しますと、また高いように感じるかもしれませんが、もともとこれまでの施設は管理に課題があった。その課題があったというのは、管理を怠っていたということでありませんで、使用頻度がもうかなり高くございます。ほとんど開館日、毎日使用している状況です。ですので、そういう状況の中で管理しても、その芝生が荒れて管理が追いついて行かないというような現状の天然芝のグラウンドの料金であったということで人工芝グラウンドとの一律の比較も難しいことと、例えば利用料金1人当たりに換算しますと、試合で市内料金によって全面使用する場合は、2チーム合計で例えば30人が利用した場合、1人1時間当たり67円ということになりますので、そう負担にはならないのではないかとこのように思っております。本市より先に人工芝に取り組んだ近隣の自治体でも、その使用者から利用料が高いとの

意見などは出ているとは聞いていないところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 利用者の声は聞いていないと、高いという声も聞いてないという答弁ですけれども、私も今、現在利用されている方たちに聞いてみました。そうしたら、議会の回覧で上程した議案が回ってきたときに、初めてその5倍になるというのを見てびっくりしたというふうにはその方は言うておられましたけれども、特に社会人の方たちは、夜使われたりしますので、照明を使うのでその照明の使用料が発生するので、この金額が5倍に上がるということには驚いておられましたし、もう使えなくなるというふうにおっしゃってありました。そうなるかどうかと聞いたら、ほかのところに行かざるを得なくなるんじゃないかというふうに言われたんですけども。そうなれば今までせっかく市民の方々が利用されていた人たちを追い出すことになりかねないので、やはりこの辺は、今までが安過ぎてその前の使用料と比べると5倍になったから高くなったというふうに感じられるということで、おっしゃいました。それと、今までの使用料が天然芝で何というか、使用頻度が高いので使いにくいというか、そういうのがあって安かったみたいなことも今、答弁で言われたかなというふうに思うんですけども、安いからこそ市民の皆さんは利用できていたという部分もあるのではないかとこのように思います。この辺は、もう少し市民の方たちがせっかく今まで利用していたのを高くなったということで使えなくなり、追い出すことになりかねないということであれば、私はサッカーをしませんので、そのサッカーをする人たちが天然芝と人工芝でした場合にはどう違うのかというのはよくわかりませんが、本格的な大会とかいうのを誘致する分には、この人工芝というのはとてもいいのかもしれないかもしれませんが、普通に練習している人たちにとって果たしてどうなのかと、そんなに使用料が人工芝にしたということで高くなるのであれば、本末転倒と言いますか、利用できなくなるということでそこまでしなくてもよかったんじゃないかみたいな声もあるのは確かなんですよね。それで、もう少しこの辺をせっかく今、利用されている人たちを追い出すことになりかねないようなのではよくないと思いますので、もう少し委員会で今後また議論されると思いますけれども、委員の皆さんも、今、利用している方たちの声をもう少し拾い上げて、議論していただければというふうに思うんです。それで担当課としても、もう少し利用されている方達の声も聞いてほしいと思うんですけども。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） 料金の設定につきましては、先ほど申しましたとおり、同一の類似施設とそう変わりはありません。それに加えて減免措置もありますし、それから、半面というその設定もしておりますので、そこら辺はほかの施設よりもかなり使いやすいんじゃないかなというふうに思っておりますので、それから使用料の設定につきましては、原則としまして施設管理費に受益者負担率を乗じて、額を基本に設定することとしております。要はその特定の種目の施設については、管理にかかる費用を収益で賄うというのが基本なんですけれども、

今の現在の見込みでいきますと大体その3分の2ぐらいが受益者負担になるということですので、3分の1は市が負担するというふうに今なっておりますが利用が上がってくれば、これも改善すると思いますのでそこら辺は御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今、類似施設と比べて変わらないということではございましたけれども、それは市外のおその地域にある施設ですよ。この上天草市内の住民の方で利用されていた人たちのことで考えれば、どんなに市外のおその類似施設が同じだからと言われても、今まで現在で使っていた施設が人工芝になったことによって使用料が上がったわけですからその辺が人工芝になってよかったと思う方もいらっしゃるかもしれないけど、別にそれだけ使用料が上がるのであれば、別に人工芝でなくてもよかった。使用料が安い方がよかったと思う方もいらっしゃるわけですよ。何かその辺ですけれども、もう少し、減免もあると言われてましたけれども社会人の方たちのクラブチームなんかには減免はないわけですから、減免があるのは子供たちとかが使用する場合でしょうから、一般の方たちが使用する場合には減免はないわけですから。その辺のことももう少し、皆さんの声を聞いていただければなというふうに思い、質問いたしました。

○議長（園田 一博君） 答弁要りませんか。

○5番（宮下 昌子君） いいです。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時12分

開会 午前11時22分

日程第3 議案第70号 平成29年度上天草市一般会計補正予算（第8号）

○議長（園田 一博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第70号、平成29年度上天草市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。まず、総務常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がっておりますので、発言を許します。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 11ページをお願いいたします。商工振興費補助金、前島地区総合開発整備事業補助金、社会資本整備総合交付金の1億5,000万円の減額についてお尋ねしたいと思います。今回減額になっているんですけど、この国庫補助金の減額された理由についてお尋

ねしたいと思います。

それと前島地区総合開発整備事業のこれまでの総事業費と、その中での国庫補助金は幾らぐらいになるのか。恐らく30年度で工事は終わると思うんですけど、その辺も含めてお願いします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 国庫補助金の減の理由についてということですが、まず、今年度の国庫補助金につきましては、今年度実施予定事業の5億8,500万円をもとに、国へ交付金の2億9,515万円の要望を行っていたところでございます。しかしながら、今回、国から1億4,484万円の交付決定があったため、当初の要望ベースより1億5,031万円の減となったところでございます。この中で、観光拠点施設整備事業に係るものとしまして都市局ですが、3,240万円の減。道路整備事業に係るもの、道路局が1億1,791万円の減となっております。減の理由につきましては、私たちのほうもその減の説明を聞いてはおりませんが、社会資本整備総合交付金につきましては基本的に5カ年事業でありまして、全国から要望されるそれぞれの事業の進捗状況等を考慮された上で市や国の予算の範囲内で調整をされて、今回、上天草市に1億4,480万円の交付決定があったものというふうに考えているところでございます。あくまでこの減になった理由については現時点での私たちの推測でございます。

それとこれまでの事業費ですが、前島地区総合開発事業、前島・千巖山ですが、この事業につきましては、平成26年度から平成28年度までの3カ年間に於ける総事業費をまず申し上げます。決算ベースで5億2,939万円となっております。うち、社会資本整備総合交付金対象事業費は4億5,390万円でございます。財源内訳としましては、社会資本整備総合交付金が2億4,012万円。そして、合併特例債が2億5,440万円、一般財源が3,487万円となっております。本事業につきましては平成26年度から平成30年度までの5カ年計画の中でございまして、現時点で見込んでいる総事業費は約16億8,500万円、うち、社会資本整備総合交付金対象事業費は約11億2,700万円、財源内訳としましては、社会資本整備総合交付金を5億3,300万円、合併特例債を約10億7,100万円、一般財源を8,100万円充てることで、現在、事業を進めているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今年度は減額ということで、来年の事業が30年度で前島開発は終わると思うんですけど、来年度の残の計画予算があると思うんですけど、それとその中で社会整備交付金どれくらいが見込まれているのか、その辺についてお願いしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 来年度ですが、社会整備対象の交付金の事業で申し上げますと、都市局の交付金が5,140万円。道路局の交付金が3,729万円で、社会資本整備総合交付金の合計額が8,869万円を見込んでおります。事業費としましては、都市局の事業費が1億9,223万2,000円。道路局の事業費が6,000万円という形で予定をしております。この中で、全体の財源内訳を申し上げますと、合併特例債が3億3,270万円。そして、一般財源が1,751万4,000円を

見込んでいるところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回社会交付金が1億5,000万円ほど減額になったことで、起債を起こしてそれを補填する形になってきていると思うんですけど、これ当初の見込みより見込みがちょっとずれてきたかなということもあるんですけども全体的に大枠で総額が16億8,000万ほど総事業費ということでだったんですけど、この中で市が持ち出しじゃなくて社会交付金事業で大体半分ぐらい補助があるのかなという想定していたんですけども、トータル的に考えて来年の予定の社会資本交付金が入ると仮定してどのくらいの基準になりますか。それをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 全体の率で申し上げますと、社会資本整備交付金の割合としては、交付金対象事業も含めたところで申し上げますと、社会資本整備交付金の交付金が約32%、合併特例債が63%、一般財源が5%となる見込みでございます。

○副市長（小嶋 一誠君） 議長。よろしいですか。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（小嶋 一誠君） ちょっと補足ですけれども、これ国の社会資本整備交付金の要望に対する国の予算枠というのがございます。ですから全国的に要望が多くなってくると、個々の事業に対する充当率が低くなってくるものですから、どうしてもこういう増減が出てくると。当初の見込み時点では一応我々のほうの心づもりよりも実際配分されてくる部分が少なくなると、そういうケースが出ますのでこういう補正についてはもう、後段はちょっとその調整もお願いしなきゃいけないと。残りの分につきましては、財源手当てをする必要がありますので、合併特例債を今回は発行するんだったかな。合併特例債を発行するということになりますけれども、これについても交付税で約7割近くが措置されますので、そのあたりのところはほとんど変わりはないという形になります。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。

○12番（島田 光久君） あと一つありませんか。

○議長（園田 一博君） 3回過ぎましたよ。

○12番（島田 光久君） いえいえ、次です。これ総務でしょう。15ページは。

○議長（園田 一博君） 15ページですか。

島田光久君。

○12番（島田 光久君） 15ページをお願いします。利子及び割引料、過誤納金還付金300万円について何点かちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 委員会では――。[「いや市民生活部です」と呼ぶ者あり。] ああ、そうですね。ごめんなさい、どうぞ。

○12番（島田 光久君） 最初からいきます。利子及び割引料、過誤納金還付金300万円につい

てお尋ねしたいと思います。この過誤納金還付金が発生した理由ですね。それと件数として対象者数、還付方法についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（舩本 伸弘君） おはようございます。よろしくお願いします。

まず、過誤納還付金の種類といたしましては市県民税と法人市民税の二つがございます。当初予算には過年度分に係る還付金として600万円を計上しているところでございますが、10月末までに既に588万9,420円を還付しているところでございます。過誤納金が発生する原因としましては、近年の節税意識の高まりから所得税を過年度へさかのぼって還付申告する納税者が増加したことで、市県民税額もそれに伴い減額となるケースが多くなっているところでございます。

また、平成28年度中に法人市民税を予定申告で納付した平成29年度に確定申告することで還付が発生する法人が増加したことも還付額が増額した原因となっているところであります。発生件数といたしましては183件、対象者数も同じく183件でございます。あとは10月末現在で残っている未還付金者40名分180万円と3月まで未までに市県民税及び法人市民税の還付見込み分120万円の合わせて300万円の補正をお願いするものがございます。還付方法といたしましては、口座振替による還付が原則となっております。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 要するに修正申告がされて税金を多額に納められたりした人に返すって意味の理解だと思うんですけど、その場合、還付方法は要するに――。私が今これなぜ聞くかという、少額の還付の場合に手続云々がわずらわしいので放置する人がたまにいらっしゃるんです。だから、どうせ当座引き落としだったら、その金額を当座に振り込んでもらえないかと言っていらっしゃるもので、当然引き落としで税金を納めてる人です。還付金、例えば1,000円とか少額だったらもうしないで放置される人も恐らく年に何名かいらっしゃると思うんですけど、だから当座引き落としだったら、誤差の金額振り込んでもらえないかという人が何名かいらっしゃるんですが、仕組み上そういうことはできますか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（舩本 伸弘君） それはあくまで修正申告された後の話です。今申し上げましたように、口座振り込みでやっておりますし、あとは個人がどうしても現金が欲しいということであれば現金のほうで窓口の支払いもやっております。これでよろしいでしょうか。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは修正申告された場合、それで当座に振り込まれると。手続された方はですね。と言って修正申告をしないで、誤差が出る場合もないですか。そういうのは。税なのかほかの還付なのかわかりませんが、やっぱりほら、ちょっとした返金が来た場合に、もちろん修正申告を出してくださいという通知が来て、することがあると思うんですよ。幾つかですね、その金額が少ない場合は、どうせ口座で払っているのだから口座に振り込ん

でもらえば助かるというような人が結構何名かいらっしまったものです。そういう事例はないですか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（舩本 伸弘君） あくまでも申告に伴うものでございますので、こちらから勝手に振り込むということはまずございません。あくまで修正申告された上での話となります。

○12番（島田 光久君） わかりました。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で総務常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） それでは19ページですけれども、JAあまくさ研修施設建設工事補助金ということで247万5,000円ということで計上してあります。これは説明では、JAあまくさが新たな研修施設をつくるという、ミニトマトということで説明してあります。それで、新たな担い手を育成する研修施設ということですが、この研修者の確保はどのようにして行われるのかということと、これは建設工事費の補助金になりますけれども、今後建設が終わった後、研修が始まるわけですが、この研修時に研修する際の経費は発生しないのかということをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） よろしく願いいたします。まず、新たに担い手を育成する研修施設の研修者の確保はどのようにして行われるかということですが、これについては、研修施設の設置者でありますJAあまくさに置かれて、自社ホームページに掲載して研修者の募集をされているというところがございます。また本市におきましても、新規就農者にとって有益な施設と考えておりますので、東京や福岡で開催されます移住者相談会の参加者それから直接本市へ移住相談される方に説明したり、チラシを郵送したりして広く情報発信しているところがございます。それと建設工事が終了したときに、その後に研修時の経費は発生しないかということですが、これにつきましては、国の農業次世代人材投資資金を有効活用いたしまして、JAあまくさが負担をすることとなっております。そのため本市におきましては、研修時の経費の発生はございません。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 新たな担い手、新しく農業を始めたいという方たちに移住していただいて若い人たちにこの研修をしてもらって、農業してもらおうということではとてもいいというふうに思います。それで、募集に関してはJAあまくさのホームページですということですか。

けれども、ぜひ今、農業の後継者が少なくなってきましたので、そこに説明に書いてありますようにハウスなども使われずに残ったりしているので、ぜひこれはとても有効に活用すべきじゃないかというふうに思います。研修する際は、これは新たな人がこの研修をするわけですが、けれどもその期間とかが研修費用はJAが負担するというので、かからないということですが、けれどもその研修する期間、また研修した後の支援する体制というのはどうなっていますか。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 研修の期間につきましては一応今募集をしておるところですが、けれども、来年の2月末までに募集をかけまして、それから選考をいたしまして、決定をした後、来年の4月から研修が始まるわけでございます。これに対しましては、今先ほど申し上げました農業次世代人材投資資金をJAあまくさが活用すると申し上げましたけれども、これが最長2年の交付になっておりますので、そちらのほうの2年の研修というふうに考えております。そのあとの研修といいますか、就農に向けての取り組みにつきましては、これも農業次世代人材投資資金の別の二つの形式がありまして、経営開始型の資金を活用いたしまして、これは最長5年間交付されますので、そちらのほうを利用して引き続き研修並びにその新規就農に向けての取り組みをしていただくというふうになります。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） わかりました。

次に移ります。同じく19ページの排水機場仮設電気盤整備工事費ということで127万2,000円ということでもあります。これも説明されましたけども、火災によって焼失した排水機場の整備ですけれども、今まで火災にあった後、これまでも議会のほうに補正予算で上がってきておりますけれども、火災が起きたこの排水機場ですがこれまでの経費の総額というのはいくらになるのかということと、それと、これまでも何度か私も質問しているんですけども、はっきりとした火災の原因はわからないというようなことだったと思いますけれども、担当課によると水位計ですか、そのセンサーじゃないかという話もありましたけれども、こういうほかの排水機場で例えば市内だけじゃなくて県内にも各地にあると思うんですけども、このような火災が起きたということはあるのかどうかをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） まず、これまでにかかった経費の総額でございますが、現在の上東排水機場におきましては電気設備改修工事を行っているところですが、この復旧については完全復旧までに係る経費の総額を申し上げさせていただきたいというふうに思います。合計総額が1億4,710万7,000円でございます。経費の内訳といたしましては、まず災害応急ポンプ仮設及び撤去費など、火災発生時の緊急対策といたしまして1,425万5,000円。それから、次に当面の応急対策といたしまして、仮設電気盤整備工事費といたしまして3,297万1,000円。それから今、申し上げました本格復旧の電気設備改修工事費として9,519万7,000円。

最後に今回補正を上げさせていただいております仮設電気盤撤去費といたしまして、468万4,000

円というふうになっております。

それから、ほかの排水機場でこのような火災が起きたことあるかということですが、まず、火災原因につきましては確認をさせていただきたいと思いますが、以前申し上げましたとおり、フロートレススイッチという水位を制御する装置が経年劣化して誤作動を起こしまして内部制御装置、これリアクトルと言いますけれども、こちらのほうが短時間で運転を繰り返したことによりまして、高熱を発生して火災に至ったものというふうに推測をされるということも以前説明させていただいたとおりでございます。今のところ県内におきましては、排水機場が火災に遭ったという事例は聞いておりません。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今回、この火災によって今、御答弁いただきましたけれども1億4,700万円ぐらいのお金がかかったわけです。これは、国の交付金なんかもあるかなと思うんですけど、このうちの市の持ち出し分がどれぐらいになるのかということと、それと、こういう点検とか管理は委託してこれまでずっとされているわけですがけれども、経年劣化による誤作動ということで、長く使ってきたところで劣化してということですがけれども、そういうのが点検のときにはそれがわからないのかどうかということをお聞きしたいと思います。このちょっとしたことでの火災によってこれだけのお金が必要になったわけですから、これは大きなことなんです。その辺のことをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） まず、この事業費についての補助についてですが、今現在工事をしております電気設備改修工事につきましては、補助事業として実施しております。これが団体営農業農村整備事業と申しまして、国庫補助が50%、それから県の交付金15%を活用して事業を実施しております。あとは単独の費用ということで御理解いただきたいとおもいます。それから維持管理方法なんですけれども、点検できなかったのかということですが、これはこれまでも申し上げましたけれども日常の運転、それから電気設備の定期点検は地元の管理人と地元の電気保安業者に委託をしております。あわせて、土地改良事業団体連合会による年2回の点検を実施しているところでございます。現在、この点検によりまして異常が見受けられた場合には、修繕または更新するなどして対応しているところでございます。今回の火災を受けまして、これまでの管理に加えて専門業者と各備品の定期診断の実施等について協議を進めるということとしております。点検できなかったかということですが、火災の原因となりましたフロートレススイッチですが、こういうところの小さいところまでの点検というのはなかなか中に入り込んだところですので、その詳しくは聞いてないですが、どういう点検ができるかというのはちょっと今のところわかりません。しかしこの詳細な点検するには場所によっては、1回10万円とか20万円とかの検査費が必要ということも聞いております。そういうことで今後は今回の火災の原因と思われます内部制御装置を取り外しまして、別の機動方式、別の設備に変更するというふうな予定でしております。できるだけ先ほ

ど申し上げましたとおり、各部品の定期診断がどのようなことでこう安易にできるかということもちょっと業者のほうと打ち合わせをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） まだよかったですか。

○議長（園田 一博君） もう1回あります。

○5番（宮下 昌子君） 1億4,700万円のうちに大体金額で幾らぐらいが市の持ち出し分かというのを数字で教えて欲しかったんですけど。それとフロート、なんでしたっけ、その水位計の小さなところまで調べるのには、検査するのに10万円から20万円かかるとおっしゃいましたけれども、それをすることによって経年劣化ですから、新しい機械ではそういうことはないと思いますけども、ある程度もう古くなってきているのはそういうことも必要じゃないかというのが今度の火災の一つの勉強になったことじゃないかと思うんです。その検査をすることによって10万円、20万円かかるからしなかったということにもなるのかと思うんですけど、それをしなかったことで今回こういう大きなお金が出ていくわけですから、その辺のことも今、部長申し上げましたけども、今後の参考と言いますか、今後二度とこういうことが起きないようにしていくように、どうしたらいいかということで、きちんとしなければいけないというふうに思うんです。その保険も掛けてなかったということで、かなり市からの持ち出し分があると思いますけれども、もう少しこの辺のことはきちんとしないと私たちの税金が大きなお金が出ていくわけですから、肝に銘じていただきたいなというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） まず市の持ち出しの件ですけども。ちょっとざっと計算をさせていただきましたけれども、市の持ち出しが約8,500万円近くになるというふうに思います。それから、保険はかけてなかったということですけども特殊な設備でございまして、保険のほうは適用されませんということですのでお伝えいたします。

それと今回の火災につきましてはまだ県内では一回でも起きたような事故ではないということで、いろんな要件が重なりあって起きた事故だったというふうに考えております。そういうことも含めまして専門業者あたりとどういうところでそういうような要件が重なったら事故が起こりやすいのかどういふ火災だったりほかの事故が起こりやすいのかというの、ちょっとそういうところもお聞きしながら今後の対策をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 次に12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 19ページの補助金及び交付金についてお尋ねします。これはJAあまくさ研修施設建設工事補助金247万5,000円、今回補正で計上されているんですけど、補助目的と内容等の補正予算計上の理由は説明資料で大体わかります。それと先ほど宮下議員が聞かれたので重複するところは避けるとして、この補助金を見てみると、中山間地域所得向上支援事業補助対象事業費3,300万円に対して国庫補助1,485万円ほど45%が国庫補助としてなさ

れている。これ天草市の補助だと思うんです。参考に書いてあるのは、天草市が申請されて国庫補助がついたと。ついたから天草市が490万5,000円、15%の補助をするから上天草市も補助してもらえないかということで7.5%の247万5,000円補助するという事業になっていると思うんですけど、この事業自体当初から、市としてどの時期から把握されていたのか。天草市が当初予算から補助事業対象とされていたと思うんですけど、その辺の状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） このJAあまくさ研修施設建設工事の補助金につきましては先ほど議員おっしゃいましたけど、これはJAあまくさのほうで事業申請を行われておりました総事業費が4,300万円で、そのうち栽培システムと二つの附帯設備は対象外といたしまして補助対象額が3,300万円ということになっております。国の補助が申し上げましたとおり、45%で天草市が15%ということで、上天草市が今回補正をしている金額は7.5%ということで247万5,000円を計上させていただいております。そしてJAの自己資金が2,072万円で総額のうちのJAの自己資金というのが2,072万5,000円となっております。時期につきましては、やはりJAあまくさというと上天草市と天草市の管轄でございますので、やはりその研修施設が天草市の有明町に建設をされる予定ですけれども、やはり上天草市のほうにも有益な事業であるというふうに判断いたしまして、今回7.5%ということで247万5,000円を計上させていただいたということでございます。時期については当初は天草市のほうが補助金を出すということだったんですけども、JAあまくさのほうから本市のほうにも相談がございまして、今回の計上となったところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは要するに有明町に設置するわけだから、天草市が国庫補助事業申請されて、大体そういう流れになると思うんですけど、そしてそれに合わせて、天草市単独で15%補助すると。ある程度決まってから、上天草市も支援してもらえないですかという形で事業の補助申請が上がってきたんじゃないかと思うんですけど、これで1番私がちょっと気にするのは場所が有明。天草地域にある補助ということで、当市もこれまで花のハウス3,000万円前後のやつ、結構何棟も国庫補助ついて申請しております。そしてやはり集荷場あたりも国庫補助してきていると思うんです。そういう場合に他市からの補助申請を上げていらっしゃるのかなっていうその辺を確認されているのかないのか。施設がやはり大型になったら天草市だったり全体で利用すると思うんです。当然集荷も含めて。そういう他市に申請補助をして、天草市がそういう補助か何か出された経緯はあるかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） そこまではちょっと通告にございませんでしたので調べておりませんが、今度の場合は、研修施設ということで新規就農者の育成とかそういうのも目的としております。有明町も松島町のすぐ近隣でございますし、上天草市に来て、農業に従事

しようとする人に対してはとても有益な事業だというふうに考えておりますので今回の補正計上となったものでございます。あといろんな補助金制度もございますけれども、それは適切に有益である事業については、やはり本市としても今でも計上しているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回の施設、JAが窓口になっていますけど、これは一農業の人に委託されてミニトマト栽培されるんじゃないかと私は考えるんですけど、恐らく、天草市、上天草市含めて、ミニトマト経営されている方がどれくらいいらっしゃるのか。それと生産ですね。私はあんまり把握してないんですけど、大矢野で何件かミニトマトを栽培していらっしゃる方もいらっしゃいます。ちょうど出荷するされる場所に立ち会ったことも何回かあります。その辺の状況把握はどのくらいされているのか。特に新規事業として今度取り組まれるわけですから、上手に啓発もしなければならぬと私は思います。思います、はいけないか。それとこの補助、確かに補助としてはやはり補助すべき事業かなと思います。でも、この補助制度、この補正でこんなして補助金支出という考え方ですね、認めたら補正でどんどん補助していくとか、補助金の仕組み、その辺についてどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 本市のミニトマト農家ですが、こちらも――すいません、農家数というのはちょっと今のところははっきりお答えはできないので申し上げられませんが、お許しください。それから、なぜミニトマトかと言いますと、これは熊本県はミニトマトの全国有数の産地でございます。そしてその上JAは出荷先まで確保しているというところで就農していただくとな安定的な収入につながりまして、新規就農者にとっても取り組みやすいというところでミニトマトの研修施設というふうになったところです。

それと補助金の考え方につきましてということですが、これは地方自治法第232条の2に普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助することができる。しかし実際の長及び議会が個々の事例に即して認定しますけれども、客観的に公益上必要があると認めなければならないということになっております。透明性だとかあと効果、それから市民への説明が必要ということで、そういうことを踏まえまして、今回の補助金として予算の計上をさせていただいたところです。

○議長（園田 一博君） お諮りします。12時を過ぎ、昼食の時間となりましたが審議が終了するまで会議を続けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、時間を延長して審議を続けます。12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 次いきたいと思います。これも、補助金絡みの予算についてでありますけど、補助金及び交付金、企業立地促進及び雇用促進事業補助金200万円についてお尋ねしたいと思います。これは私が知るところでは、企業立地の条例もつくられて、その条例にのっ

とっての補助金かなと理解しているんですけど、補助金するに至った内容ですね。補助先、どのような雇用促進事業なのか、選定方法も含めてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） 企業立地促進及び雇用促進事業補助金200万円についてでございますが、市内における企業立地を促進することで産業振興と雇用機会の拡大を図ることを目的としておりまして、投下固定資産総額及び新規雇用におきまして一定の要件を満たした企業に対して補助を行うものでございます。今回の補助につきましては、大矢野町中地区のユニテクノ株式会社天草事業所に対するものでございまして、今年度新たに補助金交付申請があったものでございます。続きまして、どのような雇用促進事業なのかとその選定方法はということなんですけれども、この事業につきましては上天草市内における企業の立地、地場企業等の設備投資を促進することで、雇用機会の拡大を図る事業でございます。選定方法につきましては、申請方式となっております。まず、企業側から適用事業所指定申請書を本市に提出していただき、適用事業所の指定を受けた上で設備投資に取り組んでいただくものでございます。適用事業所の指定を受けた後、補助要件を満たす設備投資や雇用が生じた際に補助金を交付することとなっております。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） これは、市の条例にのっとって申請が上がってきて、補助金がされると、今年度上がってきたということ、昨年度そういう申請が上がってきて、今年度の予算計上なのかそれとも、例えば29年度になってから申請上がってきて、補正でそれを手当てするような補助になっているのかその辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 経済振興部長。

○経済振興部長（村川 和敬君） このユニテクノ株式会社天草事業所は平成25年度に適用事業所に指定をしております。今回の申請をされたということでございますけれども、その申請におきまして投下固定資産総額、それからその適用条件に該当したところで、今回申請をされたということです。詳しく申し上げますと、土地代を除く投下固定資産総額及び新規雇用者数によって100万円、それから500万円、そして3,000万円と補助限度額が三つに分類されております。今回はユニテクノ株式会社天草事業所におかれましては、投下固定資産総額が3,670万円。それから新規雇用者が16人というふうになったところで今回の申請をされたということです。

○12番（島田 光久君） いいです。終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 以上で経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） 16ページの大矢野宮津地区複合センター実施設計業務委託料2,600万円についてお尋ねいたします。まず、1番目に老人福祉センターと図書館の計画になっているとお伺いしております。完成後の管理・運営方法の計画はどのようになっているかという点と2番目に避難所機能等を有した複合センターを予定しているのか、今現在の福祉センターは、台風あるいは災害のたびに多くの方が避難しておられます。その部分についてどのような計画になっているかお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） よろしくお願ひいたします。実施設計委託料2,600万円について、老人福祉センター、図書館の計画になっているが、完成後の管理運営の計画はどのようになっているのかについてお答えいたします。まずは完成後の管理運営の詳細につきましては、これから詰めていくこととなりますが、基本的には、老人福祉センター部分につきましては、現在と同様に指定管理者による管理運営を行い、また、図書館につきましては市内3カ所の図書館と同様に直営により管理運営を行う予定でございます。次に、避難所機能等を有した複合センター予定しているのか、どのような計画になっているかという御質問でございますが、老人福祉センター及び図書館を中心としまして多世代の交流を促す機能を有する施設とすべく、現在基本設計の中で検討しているところでございますが、機能としましては、市民がくつろぎ交流を深めるためのふれあいスペース、あるいは親子で学べるスペースなどを設けるとともに災害時には避難所として活用する300平米程度の畳敷きの大会室と100平米程度の分割式の会議室を備えることとしているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 避難所機能も有するというので、繰り返しになりますが福祉センターは災害のときには私も何度か見に行きましたけど、龍ヶ岳姫戸からも避難してこられる人たちもおられますので、災害はないほうがいいですけど、あった場合にしっかりとした避難所があるということは市民も安心すると思いますので、その部分はよろしくお願ひいたします。

また、親子が学べる施設になるよというのでございますが、施設自体はそうなるかと思うんですけど例えば小さい子供とか連れてきた場合、なかなか図書館とか福祉施設の中とか、も活用ができると思いますが、まず図書館は小さい子はなかなか厳しいです。福祉センターの中等に今現在もあります、例えばその庭にはそういう子供が遊べるスペース等は考えてあるのか、あるいは青写真を見てないのでわかりませんが、もともと宮津地区のあの辺ではいろいろなさまざまなイベント等も行われておりました。そういう子供向けのイベント等ができるスペース等は確保してあるのか、その部分についてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（辻本 智親君） ただいま検討委員会を設けまして、いろいろな御意見をいただいております。特に子連れ、子供さんを含めた遊べるスペースとか、そういった御意見もた

くさんいただいておりますので、先ほどお答えしましたように基本設計の中でのなるべくそういった意見を取り入れられるように詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） この事業は宮津開発の事業の中の一環だと思ひますけど、大矢野地区の方たちはやはり宮津開発ということでスパ・タラソ天草、さんぱーる、海遊公園さまざまなのが旧大矢野町のときに建設しました。しかしながら、その後の開発も大きく期待しておられます。この福祉センター等が完成後には、その部分も含めて活性化になるように取り組んでいただければと思ひます。この部分については以上でよろしいです。

もう次に行つていいですか。22ページの、上天草市小学校空調設備設置基本設計業務委託料103万4,000円についてお尋ねいたします。この小中学校の空調については、9月議会で一般質問等でも質問をいたしました。その部分について、今回、基本設計業務委託料が計上してあったということは私も大変うれしく思つております。その部分について教育委員会のほうの窓口にも聞きに行きましたが、ちょっと広く知ってもらうために今回質問いたします。今後の計画及び全体の予算規模はどのようになっているかについてお尋ねいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） よろしくお願ひします。3番目のところ、(3)の中学校のほうもあわせて説明させていただいてよろしいでしょうか。

それでは空調設備設置計画につきましては、市としてできるだけ早期の実現を図るべく、まずは特別支援学級を含めた全ての普通教室と特別教室のうち、図書室、パソコン教室及び理科室に設置することとしまして、今年度中に基本設計を終え、小学校では平成31年度に実施設計を行い、平成32年度から全小学校に設置していく予定としております。それから中学校におきましては、平成30年度に実施設計を行い、平成31年度から全中学校に設置していく予定としております。予算規模につきましては、基本設計により概算工事費を算出することとしておりますが、現時点では正確な金額は把握できていませんけれども、総額で小学校で3億円程度、それから中学校では2億円程度を想定しております。また財源につきましては、国庫補助事業の学校施設環境改善交付金の大規模改造のうち、空調設置の補助率3分の1を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 31年度の完成を目指して実施されるということですが、国の交付金がやはり絡まないと自主財源だけでは厳しいという点もお伺ひしております。その部分については、市長の手腕で国等への要望活動を聞いた話によると、前年度も20何団体の実施団体が申請をしたけど、数団体しか該当しなかったということでもございました。しかしながらその部分は本当に市民の願ひでもございますので、1日でも早く完成できるように行って

いただきたいと願っております。と言いますのが、天草市のほうも学校の空調については来年度から実施するんですか。これ天草のPTA連合の中でも、母親委員会というのがあるんですけど、そういう中でもやはり空調がもう今必要だというようなことがPTA連合会の会議の中でも出たそうです。その後で県のPTA連合にも持って行って、そこでも議論をされたそうで今、子育てをされている保護者の人たちはやはり今、夏場の異常気象ということで大変子供たちの健康等にも危惧してる部分がございますので、どうぞ交付金等がございますけど、その部分でも獲得できて、速やかにできるようにお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 教育部長。

○教育部長（中 文近君） ありがとうございます。できるだけ早期に完成できるように努力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 以上で文教厚生常任委員会所管の質疑を終わります。本案は各所管の常任委員会に付託いたします。

日程第4 議案第71号 平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第4、議案第71号、平成29年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第5 議案第72号 平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第5、議案第72号、平成29年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第6 議案第73号 平成29年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（園田 一博君） 日程第6、議案第73号、平成29年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第7 議案第74号 平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（園田 一博君） 日程第7、議案第74号、平成29年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託します。

日程第8 議案第75号 平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（園田 一博君） 日程第8、議案第75号、平成29年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許します。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 予算書の14ページ、非常用自家発電設備改修工事のマイナス補正についてですけれども、これは補正予算で今年度に工事をするということで上げられていた分ですけれども聞きますと、使用電力量を調査するために今年度できないということで減額補正ということをお聞きしました。当初予算に挙げるときに、この中の調査はしておられなかったのか。それと、この自家発電機というのは今まで使ってたのを新しくされるわけですけれども、その電力の使用量を調査しなければならないような、多分、今までと変わらないのであれば、今までは添えてあった発電機と同じ容量ですればいいんですけど、新たに何か使用量がふえたとかいろいろあって、新たに使用量調査をしなければならないという事案が発生したのかどうかということだと思っておりますけれども、その必要が生じたのかどうかということと、これまでその不具合が生じたことはないのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（尾崎 忠男君） よろしくお願ひいたします。今まで調査はしていませんでしたということですが、調査自体はしております。しておりますと言いますか、同程度の電力ということですのでしているところがございます。それとなぜ先延ばして不都合はない

のかということでございますが、既存の発電機についても消防法においては、年1回の消防点検及び半年に1回の機器点検が義務づけられておりますが、当院においては透析患者、酸素吸入患者等を受け入れることから月一回の点検を実施しており、業者からは老朽化しているものの現時点では正常に稼働しているとの報告を受けているところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 私が聞いたときの答弁と違うと思うんですけど、使用電力量を調査しなければならなかったから、その調査をするために今年度の工事ができなかったというふうに聞いたんですけども今の答弁だと調査はしていますという答弁ですよね。その辺をちょっとおかしいんじゃないかと思うんですけど。それと前もって私がお聞きしたときに平成3年ですか、26年ぐらい経過しているということで耐用年数をお聞きしたら15年ということでお答えになりました。私もいろいろ調べてみたんですけども、この耐用年数の15年というのは、税法上の法定耐用年数ということで決められているそうで大体機器の寿命は30年ぐらいが耐用年数として規定されているということで調べたのではありませんでした。それで、今まで不具合がないということですけど、今まだ26年ですからまだまだあるのかなと思いますけれども、先ほどの調査はしていたならば、今年度工事ができるはずですよ。だからそれができなかった理由には、先ほどの答弁はならないと思うんですけど。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（尾崎 忠男君） すいません、私の言い方が悪かったと思います。調査というのは、実際にその現場ではなくて図面上と言いますか。当初、建設時の設計された分の調査をしているところでございます。実際この調査というのは現場に行き、現場でどの機器を使うかということの調査はまだしてなかったところでございます。それと耐用年数についてですが議員おっしゃるとおり、法定耐用年数は15年です、確かに。それと国土交通省の官庁営繕基準点と言いますと30年でございます。実際、先ほど消防法に関しまして申しましたとおり、年1回の検査でいいところを病院ということで月1回点検して稼働しているところでございます。実際、30年と言われておりますけれども26年が経過しておりますので、今度予算として計上していたところでございます。今、工期のほうはちょっとその現場においての必要電力量について調査しておりますので、工期のほうがおくれたというところでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） これは当初予算に計上してあったわけですよ。当初予算に計上するときにはそういう調査をきちっとした上で大きなお金なので、きちっと計上すべきじゃないかということをお願いしたいわけですよ。だから、図面上では調査していたけども実際現場に行き調査してなかったから今回、いざするとなつてそういうことをしたからできないと言うんじゃないかと、当初予算に挙げるときにはもう既にそういうこともしておかないといけないんじゃないですか。それができてなかったんじゃないですかということですよ。それも当初予算に上げるときにはきちっとその辺もした上でちゃんと予算計上していただきたいというふうに思うわけですよ。何で

もそうですけど、一応当初予算で計上した以上はそれを、この大きなお金をマイナスということとするというのは安易じゃないかということをやったんですけれども、その辺のことももう少し委員会でも議論をしていただきたいというふうに思います。この発電機が設置されている場所というのは、屋外になるんですか。屋外であればやはり上天草病院は海岸のそばですので、塩害とかいうのもあるかもしれませんけれども、耐用年数が30年ということですので、もう近づくので交換時期ではあるとは思いますが、もう少しきちっと調査をした上で計上していただきたいというふうに思います。

○議長（園田 一博君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（尾崎 忠男君） 当初自家発電設備の必要電力容量につきましては、平成3年に導入した既存発電機と同規模270KVAの要領で整備を予定しておりました。しかしながら、電力容量の大きい最新の医療機器も毎年導入されております。また、大きな設備投資となること考えまして、改めて病院内各フロアの必要電力量を精査した結果、430KVAの容量が必要となることがあったため、一旦事業費を減額し、工期及び事業費を確定した上で改めて平成30年度の当初予算に計上することとしました。実際、議員がおっしゃるとおり、当初予算に大規模な事業費を計上しているわけですので、こういう減額というのは実際は精査して、改めて正確な事業費を出すのが最もだと思っているところでございます。

○議長（園田 一博君） 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑ありませんか。
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第9 議案第76号 和解及び損害賠償額の決定について

○議長（園田 一博君） 日程第9、議案第76号、和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認め、本案は文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第10 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第10、諮問第4号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第4号を採決いたします。この採決は起立によって行います。諮問第4号は異議がない旨答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、諮問第4号は、異議がない旨答申することに決定いたしました。

日程第11 諮問第5号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第11、諮問第5号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。諮問第5号は、異議がない旨答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、諮問第5号は異議がない旨答申することに決定いたしました。

日程第12 諮問第6号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第12、諮問第6号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第6号を採決いたします。この採決は起立によって行います。諮問第6号は、異議がない旨答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、諮問第6号は異議がない旨答申することに決定いたしました。

日程第13 諮問第7号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（園田 一博君） 日程第13、諮問第7号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第7号を採決いたします。この採決は起立によって行います。諮問第7号は、異議がない旨答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、諮問第7号は異議がない旨答申することに決定いたしました。

日程第14 請願・陳情等の取り扱いについて

○議長（園田 一博君） 日程第14、請願・陳情等の取り扱いについてを議題といたします。

本定例会に受理した請願・陳情書等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しますので御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明後日12日から14日までは常任委員会を開催し、次の本会議は15日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時34分